

瀬戸内市公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年1月6日

瀬戸内市長 武久 顕也

1 認可地縁団地の名称
舟原自治会

2 区域
瀬戸内市邑久町下山田716番地から1016番地、1942番地、2087番地から2362番地、2623番地、2645番地の区域

3 主たる事務所
岡山県瀬戸内市邑久町下山田975番地4

4 申請不動産に係る事項
土地

地目	面積	所在地
宅地	134.19㎡	瀬戸内市邑久町下山田字船原口975番4

土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
舟原クラブ代表者 梶原 賢一	瀬戸内市邑久町下山田

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

令和7年1月6日から令和7年4月18日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

7 異議を述べる方法

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類を瀬戸内市長に提出すること。

※下記提出先に備え付けてあります。

8 異議申出書等提出先

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1 本庁2階

瀬戸内市役所 総務課 行政係 電話:0869-22-1112(直通)